

千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業のご案内



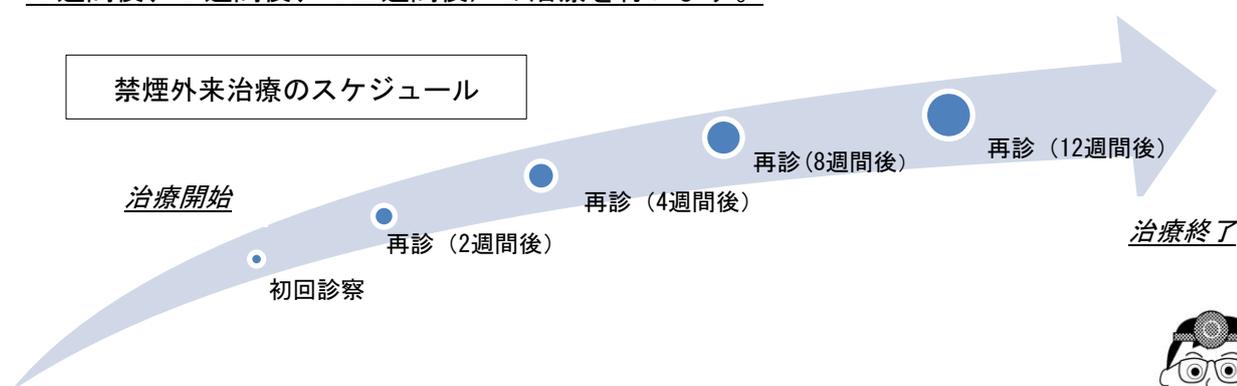
平成30年6月1日から受付開始

1 対象者

健康保険が適用される禁煙外来治療(※)を希望する方で、次の要件をすべて満たす方

- ① 登録申請及び助成金交付申請時において、妊婦と同居または15歳以下の子どもと同居する市民の方
- ② 12週間にわたり、計5回の禁煙外来治療を終了し、自己負担額を支払った方
- ③ 助成対象となる禁煙外来治療について、他の補助制度を受けていない方
- ④ 本事業において助成金の交付を受けたことがない方

(※) 標準的な禁煙治療プログラムは、12週間にわたり、計5回（初回診察から2週間後、4週間後、8週間後、12週間後）の治療を行います。



禁煙治療の健康保険適用条件※

- ・ニコチン依存症と診断された方
- ・ただちに禁煙をしようと考えていて、治療に同意すること
- ・35歳以上の方については、1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上であること



※詳しくは医師にご相談ください。

2 助成額

禁煙外来治療費（5回分）に要した自己負担合計額の半分（上限1万円、100円未満切捨て）

【 申請窓口 】 お住まいの区の保健福祉センター

名 称	住 所	T E L
中央保健福祉センター健康課	中央区中央4-5-1 きぼ一る内	221-2582
花見川保健福祉センター健康課	花見川区瑞穂1-1	275-6296
稲毛保健福祉センター健康課	稲毛区穴川4-12-4	284-6494
若葉保健福祉センター健康課	若葉区貝塚2-19-1	233-8714
緑保健福祉センター健康課	緑区鎌取町226-1	292-2630
美浜保健福祉センター健康課	美浜区真砂5-15-2	270-2221

発行元：千葉市保健福祉局健康部健康支援課

千葉市美浜区幸町1-3-9

TEL 043-238-9926

申請から助成までの流れ

登録申請

申請窓口：各区保健福祉センター健康課

- 窓口で登録申請をします。
(ご家族等による代理申請も可能です。)
- 治療開始前または開始後2回目の受診前までに申請をしてください。

必要書類

- ①登録申請書…各区健康課で配布、千葉市ホームページからダウンロードも可
- ②妊婦とのみ同居している方は母子健康手帳の表紙の写し

登録決定

- 各区保健福祉センター健康課から登録決定通知書と交付申請書(治療終了後に提出する書類)を送付します。

保険適用による禁煙外来受診

- 禁煙外来治療は全5回、初診から12週間にわたっての受診が必要です。
- 千葉市外の医療機関で受けても助成の対象となります。

禁煙治療に保険が使える医療機関は

日本禁煙学会

検索

助成金の交付申請

申請窓口：各区保健福祉センター健康課

- 5回の治療を終了していない方は、交付申請の対象になりません。
- 助成金交付の申請は、治療終了月から数えて6カ月目の最終開庁日までに行ってください。(例えば6月に治療が終了した場合には、12月の最終開庁日までとなります。)

必要書類

- ①助成金交付申請書
- ②禁煙外来治療費(5回分)の医療機関と薬局の領収書(原本)、診療明細書及び調剤明細書
- ③振込口座がわかる通帳等

交付決定と助成金の交付

- 助成金は、交付申請月の翌々月ごろに指定された口座に振り込みます。
- 健康支援課から交付決定通知書を送付します。

